（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第九条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号ただし書中「前各号」の下に「及び次号」を加える。

（船員職業安定法の一部改正）

第十条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（刑事訴訟法及び刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「親権者が二人」を「二人以上」に改める。

一　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二十八条

二　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）第九条第二項

（少年法の一部改正）

第十二条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第二項中「第三十三条」の下に「、第三十三条の二」を加える。

第三十一条の二第一項第一号中「住居」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地）」を加える。

（建設業法の一部改正）

第十三条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「法定代理人」の下に「（法人である場合においては、当該法人及びその役員）」を加える。

第八条第七号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第九号中「前各号」の下に「又は次号（法人でその役員のうちに第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）」を加える。

（古物営業法の一部改正）

第十四条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号ただし書中「前各号」の下に「及び第八号」を加える。

（測量法の一部改正）

第十五条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

（屋外広告物法の一部改正）

第十六条　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号ホ中「ニまで」の下に「又はヘ」を加える。

（質屋営業法の一部改正）

第十七条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第一項」を「前条第一項」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号ただし書中「のいずれか又は第六号に」を「、第六号及び第九号のいずれにも」に改める。

第二十五条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「第三条第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に、「とき。」を「とき又は質屋の法定代理人が法人である場合においてその業務を行う役員のうちに同項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当した者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第五条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消し若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者があるに至つたとき。」に改める。

（建築士法の一部改正）

第十八条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第一項第五号、同条第二項第二号及び第二十六条第一項第二号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（商品先物取引法の一部改正）

第十九条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ル中「ヌまで」の下に「又はヲ」を加える。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第二十条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（港湾運送事業法の一部改正）

第二十一条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第二十二条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第七号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（道路運送法の一部改正）

第二十三条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

第四十九条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

第七十九条の四第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十四条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「又はロ」を「、ロ又はニ」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第二十五条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第六号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

第六十五条第二項第六号及び第六十六条第一項第二号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（旅行業法の一部改正）

第二十六条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号中「前三号」の下に「又は第六号」を加える。

（自動車ターミナル法の一部改正）

第二十七条　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

（商業登記法の一部改正）

第二十八条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「住所」の下に「並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別」を加え、同項第五号中「数人の」の下に「未成年後見人が共同してその権限を行使するとき、又は数人の」を加え、同項第六号中「成年後見人」を「後見人」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　数人の未成年後見人が単独でその権限を行使すべきことが定められたときは、その旨

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　この法律の施行の際現にされている後見人の登記（前条の規定による改正前の商業登記法第四十条第一項第一号に掲げる事項に限る。）については、前条の規定による改正後の商業登記法第四十条第一項各号に規定する事項の変更の登記をするまでの間は、なお従前の例による。